

各 位

管理会社名 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
問合せ先 E T F ビジネス開発部 花村 憲治
(TEL. 050-5785-6306)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、「上場インデックスファンド日経平均高配当株 50」（以下、当 E T F といいます。）（証券コード：399A）における投資信託約款の変更に関し、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象ファンド

上場インデックスファンド日経平均高配当株 50（証券コード：399A）

2. 変更の内容および理由

当 E T F について、以下の通り、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

＜約款変更の内容＞

①取得申込時における受付不可日の変更

当 E T F につきまして、投資家の利便性を高めるため、取得申込時における受付不可日を削減する約款変更を実施いたします。

＜取得申込の受付不可日（変更後抜粋）＞

- ・ベンチマークとする指標構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間
- ・ベンチマークとする指標構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間

②交換請求時における受付不可日の変更

当 E T F につきまして、投資家の利便性を高めるため、交換請求時における受付不可日を削減する約款変更を実施いたします。

＜交換請求の受付不可日（変更後抜粋）＞

- ・ベンチマークとする指標構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

3. 目程

内閣総理大臣への届出日 : 2025年12月25日（予定）

変更日 : 2025年12月27日

4. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

以上

別紙. 投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド日経平均高配当株50

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)	(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)
④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込を受け付ける場合があります。 1. 日経平均高配当株50指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の <u>2営業日間</u> 2. 日経平均高配当株50指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の <u>2営業日前以降の3営業日間</u> 3. 第32条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の前営業日から当該計算期間終了日の前営業日までの間 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前 <u>5営業日間</u> 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ⑤～⑩ (略)	④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込を受け付ける場合があります。 1. 日経平均高配当株50指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の <u>3営業日間</u> 2. 日経平均高配当株50指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の <u>3営業日前以降の6営業日間</u> 3. 第32条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の前営業日から当該計算期間終了日の前営業日までの間 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前 <u>5営業日間</u> 5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ⑤～⑩ (同 左)
(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第41条 ①～② (略)	(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第41条 ①～② (同 左)
③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。 1. 日経平均高配当株50指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の <u>3営業日間</u> 2. 日経平均高配当株50指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の <u>2営業日前以降の3</u>	③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。 1. 日経平均高配当株50指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の <u>3営業日間</u> 2. 日経平均高配当株50指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の <u>3営業日前以降の6</u>

<p><u>営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の前営業日から当該計算期間終了日の前営業日までの間</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑯ (略)</p>	<p><u>営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の前月最終営業日の前営業日から当該計算期間終了日の前営業日までの間</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑯ (同 左)</p>
---	---

以上